

# わた SHIGA 輝く国スポ守山市弁当調製施設募集要領

## 1 趣旨

この要領は、令和 7 年度に守山市で開催する「わた SHIGA 輝く国スポ」に参加する選手、監督、大会役員、観察員、報道員その他関係者に斡旋し、または支給する弁当の調製施設の募集を行うために、必要な事項を定める。

## 2 業務内容

昼食弁当の調製・搬入および弁当容器等の回収

## 3 応募要件

わた SHIGA 輝く国スポ守山市弁当調製施設指定基準（以下「指定基準」という。）を満たすこと。

## 4 応募方法

次の書類を「提出・問い合わせ先」まで郵送または持参により提出すること。

- (1) わた SHIGA 輝く国スポ守山市弁当調製施設申込書（以下「申込書」という。）（別記様式第 1 号）
- (2) 食品衛生監視票の写し（応募日以前 1 年以内のもの）
- (3) 営業許可証の写し
- (4) 完納証明書（応募日以前 3 か月以内のもの。国税、県税、市町村税（本店所在地分および指定施設所在地分）の未納がないことを証明できるもの）
- (5) 食品賠償保険証の写し、または加入確認書（任意様式）
- (6) 調査票（別記様式第 4 号）

## 5 募集期間

令和 7 年 5 月 16 日（金）から令和 7 年 6 月 13 日（金）まで

持参の場合は、午前 9 時から午後 4 時 45 分まで（土曜日、日曜日、祝日は除く）とする。

郵送の場合は、締切日必着とする。

## 6 選定方法

提出された申込書等に基づき審査を行い、基準を満たした事業者宛てに、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が、わた SHIGA 輝く国スポ守山市弁当調製施設指定書（別記様式第 2 号）を送付する。

## 7 指定の変更・取消

前項により指定を受けた施設（以下「指定施設」という。）が、次の各号のいずれかに該当する場合は、市実行委員会は、わた SHIGA 輝く国スポ守山市弁当調製施設指定変更・取消書（別記様式第 3 号）をもって変更・取消を行うことができる。

- (1) 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）等の関係法令に基づく改善命令および指導に速やかに従わないとき。

(2) 前号の規定に基づく許可の取消し、営業の全部または一部の禁止、もしくは期間を定めて停止処分を受けたとき。

(3) 弁当調製業務を第三者に委託したとき。

(4) 前項により指定された者から変更または取消しの申出があったとき。

(5) その他、市実行委員会が不適当と認めたとき。

## 8 その他

(1) 各様式は、守山市のホームページからダウンロードすること。

(2) 書類の郵送費用等応募に要する費用は、応募者の負担とする。

(3) 提出された書類は、返却しないものとする。また、市実行委員会は、当該業務に限り、提出された書類を必要に応じて複写することができるものとする（食品衛生指導、税の滞納調査のため関係機関にその写しを提供する場合がある）。なお、法令等の規定に基づき開示を求められた場合を除き、第三者に提供または開示しない。

(4) 弁当調製施設として指定された場合でも、発注を確約するものではない。

(5) 弁当調製施設の指定を受けた後、改めて弁当調製業務に関する説明会を実施する。詳細については、後日連絡するものとする。

(6) 数量および搬入時刻については、市実行委員会の指示によるものとする。

## 9 提出・問い合わせ先

〒524-8585 滋賀県守山市吉身二丁目 5 番 22 号

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会事務局（スポーツ振興課内）

TEL:077-582-1169 FAX:077-582-0539

E-Mail:kokusupo@city.moriyama.lg.jp